

# 原子力市民委員会 緊急オンラインシンポジウム 「能登半島地震から問い直す原発稼働の危険性」開催

2024年1月18日13時～16時、ライブで800名参加。動画再生数約2万回（2/7夜）

## 1. 原発が安全機能を失う危険性

立石雅昭（新潟大学名誉教授）／後藤政志（元東芝 原発設計技術者）

## 2. 道路の寸断で避難・救援ができなくなる危険性

上岡直見（環境経済研究所所長）

## 3. コメント・質疑応答・ディスカッション

北野 進（珠洲市在住、志賀原発廃炉に！訴訟原告団長）／  
添田孝史（科学ジャーナリスト）

## ■ 原子力市民委員会としての所感「2024年1月の能登半島地震を受けて」を発表

- 1) 地震・津波・地殻変動の過小評価（設計対応不可能）
- 2) 志賀原発での外部電源喪失などのトラブル発生
- 3) モニタリング体制の脆弱性
- 4) 道路寸断・港使用不能で避難は不可能
- 5) 北陸電力の情報発信に問題
- 6) 原子力災害対策指針・地域防災計画に効果なし

⇒ 日本が世界にもまれな地震・自然災害大国であること、現行の規制基準に重大な欠陥があること、地域住民にとって最後の砦である避難体制に実効性がないことから、**現在稼働している全ての原発を直ちに停止させるべき**である。

## あらためて原子力市民委員会として、 能登半島地震を受けての见解・提言などの発信へ

- ◆ 石橋克彦さんの指摘；2006年の「耐震設計審査指針」改定の議論でも指摘されてきた課題（震源特定しない地震動、地殻変動など）が、いまだに規制にいかされていない。
- ◆ 今回の能登半島地震を受けて、他の原発の基準地震動を見直し、原発の耐震補強や防潮堤の強化をすすめるようなことでは、むしろ原子力産業を延命させることになるだけではないか。
- ◆ 能登地震を巡る「反原発デマ」といった批判への対応も必要。
  - ・ 外部電源が1系統維持された＝「志賀原発の備えは万全だった」？
  - ・ 「原発の安全性に対して基本的な知識が欠落している」
  - ・ 「心ないデマは被災地にとって迷惑」
- ◆ 過疎地域への原子力施設の立地＝実施困難な原子力防災を社会インフラが脆弱な地域に負担させてしまっていることへの反省。

# 能登半島地震を受けての 原子力市民委員会としての取り組みについて

2024/2/8 第36回 原子力市民委員会

菅波 完

sugenami@takagifund.org

高木仁三郎市民科学基金 事務局長  
原子力市民委員会 原子力技術・規制部会  
コーディネータ

## 能登半島地震 地震列島の原発の安全性に 根本的な警告が発せられた



大きな被害をもたらした能登半島地震。全容解明はこれからだが、震源周辺の原発でもトラブルが生じた。さらに地震は、原子力規制の甘さと全国の原発の危険性を改めて見せつけた。「原発震災」を予言した学者が、警鐘を鳴らす。

石橋 克彦

## 石橋克彦さんの指摘

週刊金曜日2024/1/26号

- ・「震源を特定せず策定する地震動」M6.6程度では過小。→M7.6に。
  - ・地震時の隆起・沈降の規制を恣意性を排除すべき。
  - ・「原子炉立地審査指針」の尊重。
  - ・「深層防護」の破綻が明らか。
- ⇒「大地震の発生可能性がある場所（日本全国！）の原発はすべて除去しなければならない。」
- ・「地震の科学は進歩しつつあるが、まだわからないことが多い。私たちは、大自然を科学ですべて予測できて技術で抑えられるという思い上がりを捨てなければならない」
  - ・「国会は、能登半島の惨状に思いを致し、**過酷な自然災害に非情な放射能災害という人災を絶対に重ねないために、脱原発基本法の制定を急ぐべき**」

今年1月1日、能登半島地震（M7.6）が、日本列島を揺るがした。この地震は、能登半島だけでなく、震源周辺の原発でもトラブルが生じた。さらに地震は、原子力規制の甘さと全国の原発の危険性を改めて見せつけた。「原発震災」を予言した学者が、警鐘を鳴らす。

大きな被害をもたらした能登半島地震。全容解明はこれからだが、震源周辺の原発でもトラブルが生じた。さらに地震は、原子力規制の甘さと全国の原発の危険性を改めて見せつけた。「原発震災」を予言した学者が、警鐘を鳴らす。

## 原子力規制委員会の「新規制基準の考え方」：ゼロリスク批判

### (1) 科学技術分野における一般的な安全性の考え方

「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生の危険がないといった「絶対的な安全性」というものは、達成することも要求することもできない」  
「科学技術を利用した各種の機械、装置等は…、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとを比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用している」

### (2) 原子力規制委員会が安全性の具体的水準を定める理由

「科学技術を利用する点において他の科学技術と異なるところはないことから、発電用原子炉施設についても前記(1)のような相対的安全性の考え方が当てはまる。」  
「どのような異常事態が生じても、発電用原子炉施設内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対はないといった達成不可能な安全性をいうものではなく」  
「原子力規制委員会が、時々最新の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかはなく、原子炉等規制法は、設置許可に係る審査につき原子力規制委員会に専門技術的裁量を付与するに当たり、この選択をも委ねたものと解すべき」